

平成26年度 第6回流山市福祉施策審議会 会議録

- 1 日時 平成26年7月15日（火）
午後2時00分～4時00分
- 2 場所 流山市役所 庁議室
- 3 出席委員
小島会長、鈴木（れ）委員、鎌田委員、鈴木（孝）委員、大野委員、
大津委員、平原委員 中村委員、上平委員、米澤委員、杉田委員、
栗飯原委員、小泉委員
- 4 欠席委員
石塚委員、中委員、森山委員、鈴木（五）委員、田村委員
- 5 事務局
染谷健康福祉部長 河原健康福祉部次長兼社会福祉課長
増田健康福祉部次長兼健康増進課長 早川介護支援課長
今野高齢者生きがい推進課長 小西障害者支援課長
鶴巻社会福祉課健康福祉政策室長 富樫健康福祉政策室主査
石川健康福祉政策室主事
- 6 傍聴者
なし
- 7 議題 審議について
 - (1) 流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の制定について
 - (2) 流山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
 - (3) 流山市高齢者支援計画の策定について
 - (4) 第五次流山市障害者計画及び第4期流山市障害福祉計画策定について

8 議事録（概要）

（小島議長）

会議に入る前に報告いたします。本日の出席委員は13名です。委員の半数以上の出席がありますので、附属機関に関する条例第5条第2項の規定によりまして、会議は成立していることをご報告します。なお、マキノさんほか1名の方から、本審議会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしました。あらかじめご了承ください。

それでは、傍聴者の入室をお願いします。

それでは、議事に入ります。前回の第5回流山市福祉施策審議会では、「流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の制定」について、及び「流山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定」について、2件の条例についての諮問がありました。

また、「流山市高齢者支援計画の策定」について、及び「第五次流山市障害者計画及び第4期流山市障害福祉計画の策定」についての審議を行いました。

そのあとは、5月20日に市長へ答申いたしました「(仮称)流山市地域支え合い活動推進条例(案)」に係るパブリックコメントの実施についての報告がありました。

今回の第6回流山市福祉施策審議会では、まず初めに、前回の福祉施策審議会での諮問のありました2つの条例について、委員の皆さまに審議して頂きます。

その後は、「流山市高齢者支援計画の策定」、「第五次流山市障害者計画及び第4期流山市障害福祉計画の策定」この2つの計画について、委員の皆さまに審議して頂きます。

どうぞよろしくをお願いします。

それでは、会議次第(1)審議に入らせていただきます。

「流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の制定」について、及び「流山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定」について、2つの条例です。

まず、事務局からの説明を求めます。

（介護支援課 早川課長 説明）

前回資料を提出させていただきました、「流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の制定」について、及び「流山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効

果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定」につきまして、本日はこの2件の条例についてご意見を賜りたいと存じます。

なお前回の説明の際に口頭で説明しましたが、のちに文書を以って確認する意味で補足するとした件については、今回の資料に含めお渡ししていると思います。

前回の説明会の後に庁内でも協議を重ねましたが、変更をしたことはございません。

従いまして前回の資料に基づきまして、「流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の制定」について、従うべき基準についてのご意見、「流山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定」の運営等について、現在法令等で規定されております、厚生労働省令にあるようにそのまま市の条例に定めることについて、委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。

(小島会長)

只今、事務局から説明がありました。委員の皆さまからご意見・ご質問を頂きたいと思います。

(上平委員)

前回配られました資料についての確認をしたい。

(事務局 介護支援課 早川課長)

資料は、それぞれの条例を制定する理由の記載のある資料と条例案、その条例案と国の省令との比較を資料としておりましてこれに基づきご審議をお願いいたします。

(鈴木(孝)委員)

まずは、「流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の制定」について、流山市と国の基準内容について照らし合わせながら調べさせていただきました。第4条関係が国の省令基準では、被保険者数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとにおくべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数について、「原則として」の記載があるが、流山市には記載がない、これには意味があるのか。

(事務局 介護支援課 早川課長)

貴重なご意見として受け止め、今後法規文書担当と協議してまいります。

(事務局 染谷部長)

鈴木委員へ、この件につきましては、先の6月議会の一般質問において、地域包括支援センターの増設が求められたが、市当局としては、4か所の地域包括支援センターを増やす予定はない。ただし、事務的な充実は今後行っていきたい。

それは、第6期の介護保険事業計画によって考慮していくことを答弁していますことと人員体制の充実を考慮していることを申し上げます。

(上平委員)

現在の包括支援センターの人員で、十分カバーできると想定されているのでしょうか。

(事務局 介護支援課 早川課長)

平成18年に介護保険法の改正がありまして、国がひな形として設定した数値で、何らかの根拠に基づき設定しているものと思われませんが定かではありません。センターを利用する方で一番想定されるのが、介護保険を利用したいという内容の相談であると思います。地域の実情に応じて市町村で柔軟に対応することとなっております。現時点で賄えていると思います。

(上平委員)

実際の現場でもそのようなことを言っていますか。

(事務局 介護支援課 早川課長)

各包括支援センターと月に1回連携会議を実施しており、人員が足りずに業務が滞っているというような意見は伺っておりません。

(鎌田委員)

上平委員の意見に補足します。現実には包括支援センターに相談が多いのは、ご家族が介護状態になった。という相談から始まると思いますが、これに対し最初は、申請しましょうなどの指導があったりしますが、そのあとはケアマネージャーにご相談くださいとなり、大体1～2回の相談で終わると思います。または、虐待の問題ですとか、さらに困難な場合ですとか、申請に至らない場

合ですとか、そのような場合は、さらに継続して相談される場合もありますが、大体的場合は、申請が終わるとケアマネージャーさんのサポートになります。

(上平委員)

ケアマネージャーは、地域包括の職員ではなく、それぞれの介護施設の方ですか。

(鎌田委員)

居宅介護支援事務所となります。

(小島会長)

ほかにもご意見を伺いたいところですが、時間の関係で申し訳ありませんが、この2つの条例について、本日まで皆様に審議いただきました次回第7回福祉施策審議会の1週間前に答申案を作成しまして委員の皆様へ送付させていただきます。次回の審議会当日には、答申案につきまして改めて、委員の皆様から意見をいただき、そのうえで答申書として完成させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(上平委員)

答申案は、事前に送付願えるのですか、当日渡されて意見を求められても無理ですから。

(小島会長)

答申案は、審議会の1週間前をめどに送付いたします。

(上平委員)

お願いいたします。

(小島会長)

続きまして、議題の(3)になりますが、流山市高齢者支援計画策定につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 介護支援課 早川課長)

配布資料「地域包括ケアシステムの推進に係る対応について」に基づき説明。本日は皆様方から地域の介護支援が必要な高齢者を支えるまちづくりに関して皆様の視点からご提案ご意見を伺えましたら幸いです。

宜しく申し上げます。

(小島会長)

只今説明がありました、委員の皆様から意見や質問をお受けしたいと思いません。

(大津委員)

医師会の大津です。地域包括システム、ケアシステムの構築について医師会是非常に大きな関心を持っています。在宅医療と申しますか何をしてもらえるのか、医師は何をするのか、皆さん方には見えない。これは、個別に在宅医療を受けておられる、訪問診療を受けておられるという、ご家族関係者であれば、ある程度は想像できると思いますが、ない方には全く分からない、見えないのではないですか。経験をされた方には分かると思いますが、医療というのは、治療だけではないということ、むしろ在宅で治療することは、非常に質の良くないわけではないのですが、質の高い治療を受けることができない。それは医師会の中での連携でもありますが、訪問診療している医師と治療を積極的にできる病院との密接な関係が構築されていないとなかなかうまくいかない。

ここで話ししたいのは、訪問診療をしているお医者さんは、どれくらいのことのできるのかということと医療はできますが治療は限られているということを知っていただきたいと思えます。

(栗飯原委員)

只今のお話と関連することですが、13ページにあります、人が長生きすることによって、まだまだ問題が生じてきている。医師会の話によると人間だけではなくペットも高齢化している。ペット介護士もいるとペットも人間と同じように死ぬまで面倒を見ることになる。19ページを見るとこれから又は今までもそうかと思いますが、家族介護に関するケアの考え方はどこに出てくるのか、家族のケアに対する役割は、大きいと思いますがそれとの接点とかフォローとかそういうものはどうやって構築していこうと思っていますか。

(事務局 介護支援課 早川課長)

今後の策定の中で十分話し合っていきたいと思えます。

一例をあげれば、25ページをご覧ください。これは認知症への対応について記載したのですが、他の様々な施策というところの認知症者を介護する家族への支援というところがあり、コスモスの会を開催しています。認知症の方の対応は、様々ですが家族の負担は重いということで指摘されていま

す。認知症は適切に理解するということが家族には難しい、自分の配偶者や父母が認知症になったということが受け入れられない、認知症自体はわかるが、自分の親はそうではない、と思っている。そのような認知症家族の方にお集まりいただき、意見交換をしていただき精神的負担を和らげたり、介護の情報を取得する場としていただくため、地域包括支援センターや各地域で実施しております。

(粟飯原委員)

今のお話によりますと、24時間介護するというのは大変なことです。心の中では、早く楽になりたいという気持ちもあるのでは、たまには自分の自由な時間が欲しいと思うのは、デイサービスだけでは難しい、それなりの家族に対するケアは、考える必要がある。

(大津委員)

今の話にお答えしたい。ケアマネージャーはなるべく家族の負担を減らそうとしての努力はしている。家族とケアマネとの接触の中で家族が緊張状態になることの察しができる。システムというか職種間で実際には行われているのが現状である。それをどうやってシステム化するかは、市で考えていただければいいのですが、どうしても緊張状態がとれなければ、入所、有料の老人ホーム等に入所しなければ、今度は、虐待ということが起こりうる環境ができてしまう。それをシステム化するには市に関わっていただくことになる。

(鎌田委員)

大津先生に補足させていただきますが、19ページの介護サービスの質の確保につながってきます。家族の介護は難しくデイサービスの中にショートステーションがありまして、1週間とか預けていただいて、家族の方はその間、介護休憩をしていただく、というシステムがありまして、またヘルパーさんの派遣、などいろいろなサービスが家族を支えます。

(粟飯原委員)

市だけでなく国のほうでも最終的には勇気ある相手をするような方向性を考えたいと思います。神奈川県の大和市では、65歳以上になっても高齢者と呼ばれる宣言をした。流山市でもそういう考えはありますか。

(事務局 介護支援課 早川課長)

具体的に今お応えできることはありませんが、健康寿命を延ばすという施策

にどこの市も念頭に置いているところですが、本市としても、キャッチフレーズは別としても先ほどの介護支援サポーター事業や元気な高齢者を対象とした、認知症、介護予防の講習会、座談会に力を入れているところで、我々は高齢者じゃないと思っていただければと思います。またそのうえでキャッチフレーズを考えていきたいと思います。

(事務局 染谷部長)

介護には直接関係ないのですが、前々回まで審議いただいた地域支え合い活動推進条例について、この土曜日曜に市内4か所でタウンミーティングという形で説明し、その意見を伺ってまいりました。

今回の見守りの対象は、75歳以上としておりまして、多くの会場で75歳では高齢ではないか65歳からにしないかという意見がございましてその理由は2つあります。今回の見守りは、自治会を単位とすることを考えております。

自治会の皆様には過大なご負担を担っていただいておりますが、これ以上大きな負担を負わせたくはない、65歳以上になると過大な負担となります。できる限り負担を減らすためにも75歳以上としたが、もう一つ大きな理由が、65歳以上75歳未満の方は、見守る側になっていただきたい。見守る側になることによって緊張感があるし、体を動かす必要が生じる。いつまでも元気で自分よりも高齢な方を支える側になって欲しいということで、65歳ではなく75歳以上としたと説明した。

(上平委員)

大津先生のお話で医師会がシステムの構築について積極的におやりになりたいと伺いまして市民としては、心強く感じております。

私が調べたといいますか京都府にあります医師会が在宅医療手帳を15年前から始めて非常に成功しているという事例を聞きまして、資料も後で配っていただければいいと思いますが、これは医師会が呼びかけて専門職が中心となって情報の共有化まさに13ページの情報を共有化してうまくいっている。ぜひ流山の医師の方にもお願いしたい。

2ページに地域包括ケアシステムの姿がありますが、私がタウンミーティングに参加して伺ったら、これは全国のモデルであって流山ではないとのことで流山のモデルを示していただきたい。この中で大津先生にお伺いしたいのは、かかりつけ医というのがありまして、流山市にはホームドクターの制度はあるのか、伺いたい。少なくとも自分の地域ではこの制度はできていないのではと思います。この制度ができないと個人個人の血の通った医療ができないと思いますがその辺については、先生にお伺いするのか行政にお伺いするのかわかり

ませんが。

(大津委員)

介護職と医療職のギャップはまず、医師の8割9割は、直してこそ医者であると強く思っている。在宅医療は直せない。なのでやりたくない。医者を捨てるに近い。という意識が、介護職との差を作る。介護する現場で直せない患者を診ていくにはどうすればいいかの教育は全くされていません。自分たちで覚えてきたことです。これは皆さんに伝えることではなく医療界が勉強しなければならぬと思っていますので、これは医師会の中で教育をしても医師は直してこそ医者だという初志を捨てさせるのは非常に難しいと実感しています。

もう一つ、ホームドクターは皆さんが作っていただきたいと思っています。つまり来てくれないのです。ホームドクターを求めず、皆さんが有名な病院に行って5か所も行っているんです。我々のところに来てください。ホームドクターできますよという診療所はたくさんあると思います。あるいは育てていただきたいと思っています。自分の近くにある診療所、循環器科消化器科とあると思います。だんだん年を取ってきますと10年くらいたちますと地域医療に携わってきます。そういうとことに私のホームドクターになってくださいと言えば喜んでなってくれると僕は信じています。

そうすると開業医がホームドクターに育っていきます。これは意識の問題もありますが、皆さんが大きな病院に行かず、診療所に行けば介護のこともしてくれると思います。皆さんからさせてください。医者はホームドクターになるような教育は受けていません。在宅医療をするように受けていないのです。今の大学には教えてくれる科はないのです。ある程度専門の科をやった後で街に出て、それで覚えることなので、皆さんで育てていただきたいという意識をもって大きな病院は開業医とつながっています。病院に行かなくとも診療所に行って具合が悪くなれば病院に送っていただくシステムができています。皆さんの意識の改革を一緒に考えていくことです。

(栗飯原委員)

医師免許は、大きなくくりですよね、病院では、細かく専門医になっていますが。

(大津委員)

専門科は、学会の中で専門医を認定する。医師は何でもできるが、先進医療に携わるには、専門医である。医師は何でも分かって専門医に送ることをする。

(上平委員)

まずホームドクターに行き、そこで専門医に行くようになっていないですね。でも今は、いきなりでも専門医に行くことができますよね。

(大津委員)

改正がありまして大きな病院は紹介状がないと高くとられてしまう。

(上平委員)

診療所の紹介状があればいいんですね。イギリスではまず診療所に行って紹介状を取るようになっていたが、自分でホームドクターになってくださいと言えればいいのか。

(大津委員)

診療所を皆さんから依頼してホームドクターに育ててください。

(事務局 介護支援課 早川課長)

現行の高齢者支援計画にもかかりつけ医は、専門医として、過去の病歴など高齢者本人の心身の状態を把握し、傷病の治療、悪化防止、観察や身体の変調への相談など多角的に把握、理解している立場にあるということで、推奨する立場である。また、2月に行いました事態調査では、健康な方の69.4パーセントの方がかかりつけ医が決まっていると回答をいただいております。また、介護認定者の方へのアンケートでは、81.7パーセントの方がかかりつけ医を持っていると回答いただいております。

(上平委員)

相思相愛ならばいいですが、患者がそう思っても医者はそう思っていないのじゃ困るし、患者が思っていれば医者は100パーセント答えられなければならない。

(小泉委員)

介護予防支援サポーターを作っていただきたい。地域で介護を利用しないよう活動している方たちにスポットを当てて欲しい。

以前、健康保険証を使わなければ、いただける物があり、それを張り合いに、毎日歩いたりしている方がいて、90歳でも頑張っている人もいますので何かいただけますよとかにしてあげたらいいと思います。

私も病院にかからないよう努力しています。同じように努力をしています。そ

ういう人たちを健康相談員とかにしてそういう体制にしてほしい。

(小島会長)

ほかにもご意見をいただきたいところですが次に移りたいと思いますが

(栗飯原委員)

ちょっといいですか、地区社協で75歳以上の健康講座を行いました。鱈ヶ崎の一部の地区に声をかけたのですが、140人を超える人が集まって福祉会館では無理かな、大きなところを借りなければいけないという状況でした。千葉市でも要支援者名簿条例が施行されましたが、千葉市は65歳以上なので。ただし、要介護2、要支援2以下の認定者、難病患者の認定者で、2万4千人の名簿登録者がいるということです。参考にお伝えいたします。

(事務局 染谷部長)

流山市でも地域支え合い活動推進条例を策定していますが千葉市の条例と趣旨は全く同じです。9月に議会に上程します。

(上平委員)

28. 29ページに現状の施設がありますが、対象となる方が何人くらいいて、それに対してこういう施設があるのですとの、カバー率が分かれば、待機者が何人とか流山の現状がわかる。

(事務局 介護支援課 早川課長)

お調べしたい。

(鎌田委員)

特別養護老人ホームは、大変な待機者がいますけれど、老人保健施設は待機者0だと思います。そのほかの有料老人ホームは空きがある状況です。

(小島会長)

それでは、次の議題に入ります。第五次障害者計画及び第4期障害福祉計画の策定について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 障害者支援課 小西課長)

配布資料に基づき、説明。

(小島会長)

説明内容についてご質問があればお受けいたします。

(上平委員)

14ページの就労継続支援がありますが、これは、AからBに移行が進むとなっていますが、これは、B型にしたいということですか。

(事務局 障害者支援課 小西課長)

13ページにあります就労移行支援を利用いただき、雇用契約のあるA型、雇用契約のないB型の就労継続、又は一般就労に移行していただくというもの。

(上平委員)

障害者が働いてお金をいただくという喜びを感じていただくということは、それなりに成功していると思います。

成年後見制度利用支援事業は、年1, 2件でいいんですか。

(栗飯原委員)

1件ではなく、1事業所ではないですか。

(事務局 障害者支援課 小西課長)

表が分かりにくいのでわかりやすいようにさせていただきます。

(杉田委員)

16ページの共同生活介護、共同生活援助として、親なき後の生活の場として望む声が多い、ケアホームの開設が一段落して利用者は伸びていないとなっていますが、充実が必要だと書いてある。

(事務局 障害者支援課 小西課長)

改めさせていただきます。

(小島会長)

それでは本日はこの程度としたいと思います。

(事務局 障害者支援課 小西課長)

今年中に、働く障害者として写真展を開きたいと思っています。第1庁舎のロビーで1週間ほど展示して、就労支援しています方、一般就労している方の

掲示を考えています。その際にはご協力をお願いしたい。

(杉田委員)

市役所だけでなく公民館でもやられたらどうですか。

(大野委員)

先週大きな台風が来るということで、安心メールで各福社会館を開放する、とありまして、我々民生委員は、高齢者の方にお知らせしたほうがいいということで、お知らせに上がりました。その結果、利用者はありましたか。

(事務局 社会福祉課 河原次長)

全館、開館をいたしまして、西深井福社会館2名、向小金福社会館1名の計3名がご利用いただきました。

(大野委員)

高齢者や障害者など飲料水と羽織るものをもっては行かれないので家にいるという方がおられました。ふつう避難所では飲料水などは配布されるものと思われる方が多く、流山は自分で持っていくのかという声がありました。

(事務局 染谷部長)

防災担当に改めるよう、申し入れておきます。

(事務局 社会福祉課 河原次長)

報告をいたします。先週タウンミーティングを実施し、社会福祉に特化した説明を行い、4会場、125名の方にご参加いただきました。

地域支え合い活動推進条例につきましては、現在パブリックコメント手続を実施しておりまして、9月の定例会に上程する予定です。

(事務局 社会福祉課 鶴巻室長)

次回の第7回福祉施策審議会は、8月5日、火曜日、14時から305会議室で開催の予定です。改めて開催通知を送らせていただきますのでよろしくお願いたします。

(小島会長)

以上をもちまして終了とさせていただきます。